

事業報告書

I 法人の概要

1 設置する法人・学校・学科等

法人名 学校法人 正眼短期大学（住所 岐阜県美濃加茂市伊深町872-2）
 学校・学科 正眼短期大学 禅・人間学科（住所 岐阜県美濃加茂市伊深町876-10）

2 当該学校等の入学定員、生徒数の状況（平成26年5月1日現在）

	入学定員	収容定員	在籍者数
禅・人間学科	25人	50人	50人

	1回生	2回生	合計
禅・人間学科	28人	22人	50人

	人数	備考
卒業生	8人	H25秋卒2人、H26春卒6人
就職者数	6人	就職希望者7人
内 修行道場寺院(僧侶)	5人 1人	
就職準備中	1人	
進学者数	1人	
その他	0	

	人数	備考
留年者	2人	
留学生	3人	中国2人、フランス1人
社会人学生	38人	21才以上、社会経験2年以上
長期履修学生	20人	1回生9人 2回生11人
休学者	10人	僧堂掛搭、体調不良等
退学・除籍者数	9人	19.6% 平成25年度中

3 役員・教職員の概要（平成26年5月1日現在）

役員

	現員	定員
理事	16人	15~22人
監事	2人	2人
評議員	39人	31~45人

役職名	氏名	備考
理事長 兼 学長	山 川 宗 玄	常勤 評議員兼務
専務理事兼教授(学科長)	今 村 敬 子	常勤 評議員兼務 学識経験者
専務理事兼非常勤講師	後 藤 安 弘	非常勤 評議員兼務 学識経験者
理 事	千 坂 秀 学	非常勤 評議員兼務 学識経験者
理 事	谷 内 田 孝	非常勤 評議員兼務 学識経験者
理 事	渡 辺 俊 幸	非常勤 評議員兼務 学識経験者
理 事	遠 藤 宏 治	非常勤 評議員兼務
理 事	大 松 利 幸	非常勤 評議員兼務
理 事	杉 山 幹 夫	非常勤 評議員兼務
理 事	高 木 一 夫	非常勤 評議員兼務
理 事	滝 多 賀 男	非常勤 評議員兼務
理 事	丹 羽 永 子	非常勤 評議員兼務
理 事	長 谷 和 治	非常勤 評議員兼務
理事 兼 副学長	横 山 紘 一	非常勤 評議員兼務
理 事	山 田 洋 二	非常勤 評議員兼務
理 事	柴 田 廉	非常勤 評議員兼務 学識経験者
監 事	斎 藤 菊 美	非常勤
監 事	前 野 昭 道	非常勤
評 議 員	青 井 有 信	非常勤 卒業生

評議員	石原強兵	非常勤	卒業生
評議員	阿部慈光	非常勤	卒業生
評議員	河口泰義	非常勤	卒業生
評議員	武山廣道	非常勤	卒業生
評議員	田中恵孝	非常勤	卒業生
評議員	永井稜洲	非常勤	卒業生
評議員	堀部信道	非常勤	卒業生
評議員	宇佐晋一	非常勤	学識経験者
評議員	川島義之	非常勤	学識経験者
評議員	松岡文夫	非常勤	学識経験者
評議員	高林康秀	非常勤	学識経験者
評議員	山本正憲	非常勤	学識経験者
評議員	原田宣昭	非常勤	学識経験者
評議員兼非常勤講師	野崎康弘	非常勤	学識経験者
評議員	光山秀雲	非常勤	学識経験者
評議員	山本宗孝	非常勤	学生護持会選任
評議員	長濱孝	非常勤	学生護持会選任
評議員兼職員(事務長)	包子万由美	常勤	本学教職員
評議員兼講師(学生部長)	村瀬正光	常勤	本学教職員
評議員兼教授(教務部長)	鈴木重喜	常勤	学識経験者
評議員兼職員(渉外部長)	森泉	常勤	本学教職員
評議員兼講師(総務課長)	宇佐美之規	常勤	本学教職員

教育職員	学長	教授	准教授	講師	助手	非常勤講師	計
	(教授1)	5	0	5	0	11	22人

事務職員	専任	非常勤	計
	5人	1人	6人

II 事業の概要

1 沿革と事業の概要・目的

本学の開学は、臨済宗妙心寺派正眼寺住職の梶浦逸外老師が、今より50年前、戦後の荒廃した世相を観て、「開山大師、もし今日いましなば、報恩底に何を求められるか」と自問し、逸外老師は法田を耕すことであり、行学兼備の真の禅僧、人材を打出することであると考え、禅の専門道場と学校教育の一貫した教育機関の設立が必要であるとし、本学を開学したのである。この法人の寄付行為には、この法人は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従い、人間形成を根幹とする行学一体の教育を施し、社会に有意な人材を育成することを目的とし、この法人の教育は、永久に仏教の信仰、並びに正眼禅の精神に基づいて行われています。また学則では、仏教に関する専門の学術を研究し、禅的精神によって人格と陶冶し、もって人類文化に貢献する為の人材を育成することを目的としています。この目的を達成するため、禅・人間学科を設置しております。また平成18年度より、留学生の受入による国際化に対応し、禅・人間学科内に、国際禅学コースと日本文化コースを設置致しましたが、平成21年度より、コースを廃止致しました。

2 学校法人の管理・運営

理事制度・監事制度及び評議員制度の改善や財務情報等の公開義務を定めた私立学校法の一部改正に対応するため、寄付行為の大幅改正を行い、文部科学省に寄付行為の変更申請し平成17年8月に認可された。また就業規則等も大幅改正を行い、質の高い教育・研究を行うため、円滑な管理運営体制を整備し、現代社会の変化に対応した諸規定の整備を行っている最中である。教育・研究組織は、学長のもとに教授・准教授・講師・各部長を加えた教授会を置き大学の重要な事項を諮っている。事務組織は、学長・学科長のもとに教務部・学生部・総務部・広報部・渉外部・図書館・事務局等を置き運営している。

3 当年度の主な事業の計画・主な事業の進捗状況

本学は開学60周年を迎えるが、耐震化工事の一環として図書館の改修工事で旧本館の改築工事を平成27年度より予定している。また「正眼短期大学ボランティアセンター」では、地域の人たちと学生、教職員が密接に結びつく活動(特養訪問・清掃活動・農園活動等)をしております。また地域に住む外国人に対し本学にて日本文化を紹介する国際交流活動や、ブラジル人の子供達を対象にした子供ボランティア活動も現在進行中です。

4 設備の状況

今期においては重要な増減はありません。また重要な設備計画はありません。

5 資金調達の状況

今期においては該当する事項はありません。

6 監査の状況

私立学校振興助成法の規定に基づき、公認会計士(西松達郎公認会計士事務所)の監査が実施された。また、学校法人正眼短期大学寄付行為の規定に基づき、監事の監査が実施された。監査報告書には本学監事、決算書(計算書類)に独立監査人の監査報告書が記載されている。

Ⅲ 財務の概要

1 経年比較

(単位;千円)

科目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
授業料	18,042	23,766	22,863	21,828	19,781
入学時納付金	3,250	4,375	3,125	3,500	3,375
その他の納付金	13,162	17,550	16,920	16,402	10,366
手数料	669	685	774	460	587
寄付金	14,626	38,750	20,383	19,231	21,482
補助金	25,073	42,578	40,051	45,799	41,355
資産運用収入	737	336	127	2,303	971
事業収入	14,800	15,510	27,200	14,799	14,311
その他	12,380	3,363	4,133	4,511	6,977
基本金組入額	△ 4629	△ 18092	0	△ 20,292	△ 16,991
消費収入の部合計	98,110	128,821	135,578	120,556	106,658

科目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
人件費	42,461	44,768	48,856	51,621	44,638
教育研究経費	45,616	47,257	47,782	46,251	47,320
管理経費	17,326	14,634	27,193	21,173	13,768
資産処分差額	3	146	0	1,679	177
徴収不能額	676	0	0	0	0
消費支出の部合計	106,079	106,805	123,831	120,726	105,905

○ 収入の部

学生数は50名(補助金算定上は42名)ですが、授業料減免制度や長期履修制度授業料により収入が減額しましたが、寄付金事業と特色ある事業等につとめ補助金獲得に努力し、前年度より若干に減額し、消費収入合計は106,658千円となりました。

○ 支出の部

収入が伸び悩むなか、経費全般の圧縮につとめました。支出を削減できない人件費や管理経費部門で学生募集に関わる印刷代・広告費が発生し、消費支出合計は105,905千円となりました。

○ 収支差額の部

上記記載のとおり消費収入が106,658千円、消費支出が105,905千円となり当年度消費収支差額は753千円となりました。

2 資金調達の状況

今期においては該当する事項はありません。

3 寄付金の状況

平成25年度は前年度より約2,251千円増額し21,482千円である。今年度も同水準と思われる。

4 主要な資産負債の内訳

資産の内訳 流動資産106,810千円(うち現金預金が90,487千円)

固定資産546,449千円(うち土地建物等が433,739千円)

負債の内訳 流動負債22,319千円(うち前受金が10,071千円)

Ⅳ 対処すべき課題

現在の少子化という状況において、学生数の減少が続けば経営状況の悪化は避けられないものとなります。このため大学の特色を明確に定め、これに基づいた事業を実施する事で他の学校との差別化をはかり入生徒数を確保する必要があります。同時に財政基盤をより一層安定化させる対策(寄付金収入や公開講座等の収入等)が必要である。また国の私学行政が特色のある教育の実施をもとめている事から、これに対応した事業の実施を検討していく必要があります。